

5 資本的支出をした場合

(1) 資本的支出の取得価額の特例

平成 19 年 4 月 1 日以後に資本的支出を行った場合は、原則として、その資本的支出に係る金額を一の減価償却資産の取得価額として、その資本的支出を行った減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとして減価償却費の額を計算します(所令 127①)。

(注) 平成 19 年 3 月 31 日以前に資本的支出をした場合は、資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に資本的支出の金額を加算して減価償却費の額を計算します(旧所令 127)。

なお、次の特例が措置されています。

- ① 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に資本的支出の金額を加算することができます(所令 127②)。

【設 例】

資本的支出を行った減価償却資産(本体)

取得年月 平成 19 年 1 月 取得価額：1,000 万円 耐用年数：6 年

耐用年数 6 年の旧定率法の償却率 $\Rightarrow 0.319$

※ 事業専用割合は 100%とし、取得日から減価償却が終了するまで継続して使用したものとします。

資本的支出

支出した年月 平成 19 年 7 月 取得価額：150 万円 耐用年数：6 年

耐用年数 6 年の旧定率法の償却率 $\Rightarrow 0.319$

耐用年数 6 年の定率法の償却率 $\Rightarrow 0.417$

【原 則】

年 分	償却費の計算	未償却残高
平成 19 年分	本 体：10,000,000 円 $\times 0.319 \times 12/12 = 3,190,000$ 円 資本的支出：1,500,000 円 $\times 0.417 \times 6/12 = 312,750$ 円	6,810,000 円 1,187,250 円
平成 20 年分	本 体：6,810,000 円 $\times 0.319 \times 12/12 = 2,172,390$ 円 資本的支出：1,187,250 円 $\times 0.417 \times 12/12 = 495,084$ 円	4,637,610 円 692,166 円

【特 例】

年 分	償却費の計算	未償却残高
平成 19 年分	本 体：10,000,000 円 $\times 0.319 \times 12/12 = 3,190,000$ 円 資本的支出：1,500,000 円 $\times 0.319 \times 6/12 = 239,250$ 円	6,810,000 円 1,260,750 円
平成 20 年分	本体+資本的支出： $\{(10,000,000 \text{ 円} + 1,500,000 \text{ 円}) - (3,190,000 \text{ 円} + 239,250 \text{ 円})\}$ $\times 0.319 \times 12/12 = 2,574,570$ 円	5,496,180 円

- ② (平成 19 年 4 月 1 日以後に取得し、)定率法を選定している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において、その資本的支出を行った減価償却資産の期首未償却残高とその資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との合計額をその取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得

したものとすることができます(所令 127④)。

【設 例】

資本的支出を行った減価償却資産(本体)

取得年月 平成 20 年 1 月 取得価額：1,000 万円 耐用年数：6 年

耐用年数 6 年の定率法の償却率 $\Rightarrow 0.417$

※ 事業専用割合は 100%とし、取得日から減価償却が終了するまで継続して使用したものとしします。

資本的支出

支出した年月 平成 20 年 7 月 取得価額：150 万円 耐用年数：6 年

耐用年数 6 年の定率法の償却率 $\Rightarrow 0.417$

【原 則】

年 分	償却費の計算	未償却残高
平成 20 年分	本 体：10,000,000 円 $\times 0.417 \times 12/12 = 4,170,000$ 円 資本的支出：1,500,000 円 $\times 0.417 \times 6/12 = 312,750$ 円	5,830,000 円 1,187,250 円
平成 21 年分	本 体：5,830,000 円 $\times 0.417 \times 12/12 = 2,431,110$ 円 資本的支出：1,187,250 円 $\times 0.417 \times 12/12 = 495,084$ 円	3,398,890 円 692,166 円

【特 例】

年 分	償却費の計算	未償却残高
平成 20 年分	本 体：10,000,000 円 $\times 0.417 \times 12/12 = 4,170,000$ 円 資本的支出：1,500,000 円 $\times 0.417 \times 6/12 = 312,750$ 円	5,830,000 円 1,187,250 円
平成 21 年分	新たに取得したものとされる資産： $7,017,250$ 円 $\times 0.417 \times 12/12 = 2,926,194$ 円 (本体及び資本的支出の未償却残高の計)	4,091,056 円

- ③ 同一年中に複数回行った資本的支出について定率法を選択している場合(前記 ②の特例の適用を受けたものを除きます。)には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において、その資本的支出により取得したものとされた減価償却資産のうち種類及び耐用年数を同じくするものの同日における期首未償却残高の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます(所令 127⑤)。

この場合、翌年 1 月 1 日を取得の日として、その資本的支出を行った減価償却資産と同じくする種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。

(注) 1 旧定率法を選定している建物にした資本的支出に係る償却方法(所基通 49-1 の 2)

旧定率法を選定している建物に資本的支出をした場合において、その資本的支出につき①の特例(所令 127②)を適用せずに、その資本的支出に係る金額を一の減価償却資産の取得価額としているときには、その資本的支出に係る償却方法は定額法に限られます。

2 資本的支出の取得価額の特例の適用関係(所基通 49-8 の 4)

資本的支出につき、②又は③の特例(所令 127④⑤)を選択した場合には、一定の場合を除きその翌年以後において、その選択した以外の特例を改めて選択することやその資本的支出に係る金額を一の減価償却資産の取得価額として減価償却費の額を計算することができません。